

火災予防条例施行規則（昭和三十七年東京都規則第百号）新旧対照表（抄）

| 改正案 | 現行 |
|--|--|
| <p>第一条から第三条の二まで（現行のとおり） （不燃区画室内に設ける炉等）</p> <p>第三条の三（現行のとおり）</p> <p>2（現行のとおり）</p> <p>一（現行のとおり）</p> <p>二 屋外又は建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第二条第五号に規定する主要構造部（同条第九号の二に規定する耐火建築物にあつては同号イに規定する特定主要構造部に限る。）を不燃材料（同条第九号に規定する不燃材料をいう。以下同じ。）とした建築物の屋上に設置する炉の周囲にあつては三メートル以上、上方にあつては五メートル以上の空間（開口部のない不燃材料の外壁等に面する場合を除く。）を保有すること。</p> <p>三（現行のとおり）</p> <p>第三条の四から第二十六条まで（現行のとおり）</p> <p>別表第一から別表第三まで（現行のとおり）</p> <p>別記</p> <p>第一号様式から第二十六号様式まで（現行のとおり）</p> | <p>第一条から第三条の二まで（略） （不燃区画室内に設ける炉等）</p> <p>第三条の三（略）</p> <p>2（略）</p> <p>一（略）</p> <p>二 屋外又は主要構造部分を不燃材料（建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第二条第九号に規定する不燃材料をいう。以下同じ。）とした建築物の屋上に設置する炉の周囲にあつては三メートル以上、上方にあつては五メートル以上の空間（開口部のない不燃材料の外壁等に面する場合を除く。）を保有すること。</p> <p>三（略）</p> <p>第三条の四から第二十六条まで（略）</p> <p>別表第一から別表第三まで（略）</p> <p>別記</p> <p>第一号様式から第二十六号様式まで（略）</p> |